



## 農林水産省所管事業における復興係数・復興歩掛の継続， 及び国土交通省所管事業における復興係数・復興歩掛の 適用終了について

農林水産省が，復興係数・復興歩掛を令和4年度も継続して適用する通知をしたことにより，広島県農林水産局が呉市域における復興係数・復興歩掛の適用を，令和4年度も継続して適用することを発表しました。

呉市においても，復興係数・復興歩掛を令和4年度も継続して適用することで，円滑な施工の確保を図り，引き続き豪雨災害からの復旧を目指します。

また，国土交通省所管事業については，広島県土木建築局の通知により，呉市は対象地域から外れます。なお，呉市では復興係数・復興歩掛を適用する公共土木施設災害復旧工事の発注は完了しているため，令和3年度を以て，復興係数・復興歩掛の適用を終了します。

### 【継続内容】

#### 1 対象工事

呉市が発注する農林水産省所管の災害復旧工事で，施工条件等を勘案し，作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は，入札公告に適用する旨を記載し，特記仕様書に適用する内容を記載します。

#### 2 復興係数

共通仮設費及び現場管理費に，1.1の補正係数を乗じて経費を補正します。

#### 3 復興歩掛

土工の日当たり標準作業量を，20%低下させて作業効率を補正します。

復興歩掛の対象となる土工は，次のとおりです。

ア 土地改良工事積算基準：機械土工，土の敷均し締固め工

イ 治山林道必携：機械土工（土砂），盛土